

新型インフルエンザに係る水際対策について

1 情報収集と連絡体制の確保

4月28日、横浜検疫所等の関係機関による「横浜港感染症対策関係機関連絡調整会議」を開催し、新型インフルエンザに関する情報交換と徹底した水際防止の対応確認を行いました。

2 情報提供と注意喚起等の徹底

(1) 港湾関連事業者向け

外航船舶の乗務員と接する機会のある港湾関連事業者を中心に、マスク装着、手洗いがい励行などの注意喚起を、文書により通知しました。(4月27日・5月1日)

また、本市発熱相談センター24時間対応についての周知を行いました。(5月11日)

【対象事業者】

横浜港利用船舶代理店(約60社)、東京湾水先区水先人会、横浜港運協会、
横浜川崎曳船(株)、協和海運(株)、横浜港埠頭公社、その他関係事業者

なお、横浜港運協会においても、4月30日、新型インフルエンザ対策緊急会議を招集し、港湾関係者約200人が集まり、職場の安全確保、防備体制の確認を徹底しました。

(2) 港湾局職員向け

外航船舶が着岸するふ頭の事務所職員を中心に、情報提供とマスク装着、手洗いがい励行などの感染防止策を周知する(4月27日・5月1日)とともに、緊急時に備え、防護服一式を各ふ頭事務所へ配備しました。

3 発生国からの船舶への対応強化

(1) 貨物船

10日以内に発生国であるメキシコ・米国・カナダを経由した貨物船が横浜港へ入港する場合には、通常は無線検疫に加え、原則として、検疫官の乗船による臨船検疫を横浜検疫所が実施しています。

現在までのところ、異常はありませんでした。

(2) 客船

ここ2か月間、発生国から客船の入港予定はありませんが、今後、東日本へ寄港する客船については、国の定める「水際対策に関するガイドライン」に基づき、横浜港で集約します。

今後も、横浜検疫所等の関係機関と連携し、引き続き、水際防止を強化していきます。